

東海市告示第76号

令和6年度東海商工会議所等事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

令和6年度東海商工会議所等事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東海商工会議所及び商業団体が行う経営改善普及事業、共同事業等に対し、補助金を交付し、中小企業者の経営の安定と商工業の振興を図ることを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 東海商工会議所
 - (2) 商業及びサービス業を営む中小企業者が主たる構成員である団体。ただし、別表の街路灯事業、共同施設事業及び借地共同駐車場設置事業を行う場合は、原則として法人格を有する団体とする。
- 2 前項の団体は、営利を目的とせず、かつ、次に掲げる要件を備えるものとする。
- (1) 代表者又は役員を選任があること。
 - (2) 定款若しくは規約又はこれらに準ずる定めがあること。
 - (3) 構成員が4人以上であること。
 - (4) 経理が明確になされていること。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「代表者」という。）は、別に定める期日までに、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の変更申請)

第6条 前条の申請内容に変更を生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助金の交付の内定及び通知)

第7条 市長は、前2条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を内定し、その旨を代表者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 代表者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して40日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該期日までに提出できないときは、実績（見込）報告書を提出しなければならない。

- 2 前項ただし書の規定により実績（見込）報告書を提出した代表者は、その内容に従い事業が完了したときを除き、同項本文の規定による期日経過後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第9条 市長は、前条の報告書を受理したときは、速やかに補助金の額を確定し、代表者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払をすることがある。

- 2 代表者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

(共同施設等の保全)

第11条 補助の対象となった共同施設及びこれに附属する施設は、補助目的以外に使用し、譲渡し、取り壊し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けた場合又は当該年度から5年を経過した場合は、この限りでない。

2 補助の対象となっている借地共同駐車場は、補助目的以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けた場合又は最初に補助金の交付を受けた年度から3年を経過した場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) 法令又はこの要綱若しくは交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。